

求人申込み手続きのご案内 ～新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、**来所によらない求人申込み手続きを、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。**

求人申込み手続きについて

- 「求人申込書」の事業所管轄ハローワークへのFAXや郵送による求人申込み手続きをご活用いただきますようご協力をお願いします。
- **求人者マイページからの求人申込みも積極的にご活用ください。**
一定の要件に該当する場合には、仮登録完了後14日以内に事業所管轄のハローワークにお越しいただくよう画面表示やメール送信がされますが、管轄ハローワークから個別に来所いただくようご連絡する場合を除き、電話等により確認させていただきますので、来所せずに求人申込み手続きを完了いただけます。

※ハローワークから必要書類のFAX等による提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

※**初めてハローワークに求人を申し込む場合は**、求人申込みに先立ち、「事業所登録シート」を提出いただく必要があります。また、すでに事業所登録をされていても**令和2年1月以降に求人申込みをされていない場合**には「事業所補足情報」の提出が必要となります。手続きの詳細については、事業所管轄ハローワークにお問い合わせください。

「求人申込書」等の様式は、滋賀労働局ホームページ『ハローワークからのお知らせ』からダウンロードいただけます。

また、滋賀県内のハローワークのご案内をもこちらからご覧いただけます。

滋賀労働局 ハローワークからのお知らせ

検索



https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/news_topics/hr_osirase.html